

敦賀市介護職員キャリアアップ支援事業
(介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修受講料助成事業) 実施要綱

(目的)

第1条 敦賀市介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修受講料助成金(以下「助成金」という。)は、介護職員初任者研修又は介護福祉士実務者研修(以下「研修」という。)を修了し、介護サービス事業所において介護職員として3か月以上就労している者に対し、予算の範囲内において受講料等の一部を支援することにより、介護人材の安定的な確保及び定着の促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において「介護職員初任者研修」とは、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の2第1項に規定する介護職員初任者研修課程をいう。
- 2 この要綱において、「介護福祉士実務者研修」とは、介護福祉士国家試験の受験要件の一つとなる実務者研修をいう。
- 3 この要綱において「介護サービス事業所」とは、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する居宅サービス(福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。)、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第26項に規定する施設サービス、法第8条の2第1項に規定する「介護予防サービス」又は同条第12項に規定する「地域密着型介護予防サービス」を提供する事業所をいう。
- 4 この要綱において「介護職員」とは、利用者に直接介護サービスを提供する職員をいう。

(助成対象者及び助成金の額)

第3条 助成金交付の対象者の要件は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 介護職員初任者研修については令和3年4月1日から申請日まで、介護福祉士実務者研修については令和6年4月1日から申請日までの期間内に研修を修了し、研修に係る受講料等の支払いを終えている者
 - (2) 研修受講料に対し、公的機関や勤務する事業所等から助成金等(研修を修了したことにより生じる手当等を除く)の交付を受けていない者
 - (3) 研修修了後、市内の介護サービス事業所で、正規職員又は非正規職員として3か月以上継続して介護職員の業務に従事している者
 - (4) 市内に住所を有する者
 - (5) 市税を滞納していない者
 - (6) 過去に本事業による助成を受けていない者
- 2 助成の対象となる経費、助成金の額及び助成限度額は、別表第1に掲げるとおりとする。
- 3 助成金の額の総額は、毎年度予算の範囲内で市長が定める額を限度とする。

(助成金の交付申請)

第4条 申請者は、研修の修了後の介護サービス事業所における就労が3か月を経過した以後に、次項の規定により交付申請を行うものとする。ただし、本事業が終了する年度においては、当該年度の3月31日を申請の期限とする。

- 2 助成金の交付を受けようとする者は、敦賀市介護職員初任者研修・介護福祉士実務者

研修受講料助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）研修を修了したことを証する書類の写し
- （2）研修の受講料等の領収書
- （3）在職証明書（様式第2号）
- （4）債権者登録（変更）申請書（敦賀市に債権者登録を行っていない場合）
- （5）市税に未納がないことを証明する書類
- （6）その他市長が必要と認める書類

（助成金の交付決定）

第5条 市長は、前条の助成金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは助成金の交付決定を行うものとする。

- 2 市長は、助成金の交付を決定したときは、申請者に対し、敦賀市介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修受講料助成金交付決定通知書（様式第3号）により、助成金の交付をしないことを決定したときは敦賀市介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修受講料助成金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（助成金の交付）

第6条 市長は、前条第2項の規定により助成金の交付の決定をした時は、速やかに助成金を交付するものとする。

- 2 助成金の交付は、申請者本人名義の口座へ、口座振替の方法により行うものとする。

（交付決定の取消し及び助成金の返還）

第7条 市長は、第5条の規定による交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消すとともに、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じることができる。

- （1）偽りその他不正な手段により交付を受けたとき
- （2）その他市長が相当の理由があると認めるとき

- 2 市長は、前項の規定による取り消しをしたときは、申請者に敦賀市介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修受講料助成金交付決定取消通知書（様式第5号）により速やかに通知しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1 （第 3 条関係）

助成対象経費、助成基準額及び助成限度額	
1 助成対象経費	介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修受講料及びテキスト購入費
2 助成基準額	1 に定める費用に 3 分の 2 を乗じた額 (千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる)
3 助成限度額	介護職員初任者研修 申請者 1 人当たり 60,000 円 介護福祉士実務者研修 申請者 1 人当たり 100,000 円

敦賀市介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修受講料助成金交付申請書兼請求書

敦賀市長 殿

敦賀市介護職員キャリアアップ支援事業（介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修受講料助成事業）実施要綱第4条第2項の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。交付決定後、助成金額を下記の口座に振込下さい。

なお、この申請にあたり、他の同種の助成を受けておらず、助成に係る申請を行っていないことを申し添えます。

記

申請者	住所			
	氏名	(フリガナ)		
	電話番号			
内容	対象経費 ※1	円	助成(請求)金額 ※2	円
	修了日			

※1 対象となる経費は介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修過程の受講料及びテキスト購入費です。

※2 助成される金額は対象経費の3分の2に相当する額（千円未満切り捨て）と、介護職員初任者研修においては6万円、介護福祉士実務者研修においては10万円のいずれか低い額となります。

添付書類

- ☐ 介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修課程修了証の写し
- ☐ 介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修課程の受講料及びテキスト購入費の領収書
- ☐ 在職証明書（様式第2号）
- ☐ 債権者登録（変更）申請書（敦賀市に債権者登録を行っていない場合）
- ☐ 市税に未納がないことを証明する書類

振込先 金融機関	銀行・信用金庫 農協・信用組合 その他（ ） 支店								
預金種別	1 普通 2 当座（どちらかに○印）		口座番号 (右づめ)						
口座名義 ※3	(通帳を確認のうえ、正確にご記入ください)								
	カナ 漢字								

※3 申請者氏名と同一のものに限らせていただきます。

様式第 2 号（第 4 条関係）

在職証明書

氏名		
勤務先		
職種		
雇用形態 (どちらかに○)	☐	正規雇用職員
	☐	非正規雇用職員
就業開始日	年 月 日 (在職 年 か月)	

上記のとおり在職していることを証明します。
なお、上記の者に対し、介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修課程の受講に係る助成（※）を行っていないことを申し添えます。

年 月 日

敦賀市長 殿

事業所住所

事業所名

代表者名

※資格手当等の、資格を所持していること自体に対する待遇改善は除く

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

敦賀市長

敦賀市介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修
受講料助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった敦賀市介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修受講料助成金の交付について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 助成金額 金 円

2 助成金の受け取りについて

敦賀市介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修受講料助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に記載された口座に振込みいたします。

3 その他

次の場合には、助成金の交付を取り消し、全額又はその一部の返還を求めることがあります。

- （1）偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合
- （2）その他市長が相当の理由があると認める場合

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

敦賀市長

敦賀市介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修
受講料助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった敦賀市介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修受講料助成金の交付について、下記の理由により交付しないことを決定しましたので通知します。

記

理由

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

敦賀市長

敦賀市介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修
受講料助成金交付決定取消通知書

年 月 日付けで決定した敦賀市介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修受講料助成金について、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、通知します。

記

理由

助成金の返還について